
3002. 輸出申告事項呼出し

業務コード	業務名
EDB	輸出申告事項呼出し

1. 業務概要

「輸出申告事項登録（EDA）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。

EDA業務に先立ち、輸出貨物情報及びインボイス・パッキングリスト情報（仕分情報あり）のうち、EDA業務に利用しうる情報を呼び出すこともできる。

本業務にて申告等種別の切り替え、及び大額情報、少額情報相互の切り替えを行うことができる。

本業務にて呼び出せる事項登録情報は以下の通りである。（以下、輸出申告等という。）

- ①輸出申告
- ②積戻し申告
- ③特定輸出申告
- ④特定委託輸出申告
- ⑤特定製造貨物輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告

2. 入力者

（1）海上の場合

通関業

（2）航空の場合

航空貨物代理店、通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）システムに登録されている利用者であること。

（B）海上の場合

①申告等番号の入力があった場合は、輸出申告DBに登録されている輸出申告事項登録を行った通関業者または申告予定者と同一であること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

②輸出管理番号の入力があった場合は貨物情報DBを登録した通関業者または貨物情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

（C）航空の場合

（a）通関業が行う場合

（ア）申告等番号を入力する場合

①航空貨物代理店が登録した輸出申告事項を呼び出す場合で、輸出申告DBに申告予定者が登録されている場合は、申告予定者と同一であること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

②通関業が登録または訂正した輸出申告事項を呼び出す場合は、輸出申告DBに登録されている利用者事項登録者または申告予定者と同一であること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

（イ）AWB番号を入力する場合

輸出貨物情報DBが登録されており通関依頼先の指定がある場合は、その通關依頼先の利用者と同一であること。または、通關依頼先に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

- (b) 航空貨物代理店が行う場合
- (ア) 申告等番号を入力する場合
輸出申告事項を登録または訂正した利用者と同一であること。
- (イ) AWB番号を入力する場合
輸出貨物情報DBが登録されており航空貨物代理店が指定されている場合は、その航空貨物代理店の利用者と同一であること。
- (D) 電子インボイス受付番号の入力があった場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者_{通関用申告予定者}と同一であること。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- (2) 入力項目チェック
- (A) 単項目チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (B) 項目間関連チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (3) 輸出申告DBチェック
- 申告等番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。
- ①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
②輸出申告等がされていないこと。
- (4) 貨物情報DBチェック（海上のみ）
- 輸出管理番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。
- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
(B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
(C) 輸出申告等がされていないこと。
(D) 仕分けの親となっていないこと。
(E) 仕合せの親となっていないこと。
(F) 訂正保留となっていないこと。
(G) 以下の登録がされていないこと。
①「亡失届受理」
②「滅却承認」
③「現場収容」
④「税關内収容」
⑤「その他の搬出承認」
⑥「特定輸出許可取消」
- (H) 貨物手作業移行されていないこと。
- (I) 申告等種別に特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の旨の入力がある場合は、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物であること。
- (J) 申告等種別に特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の旨以外の入力がある場合は、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物でないこと。
- (K) 申告等種別に輸出申告の旨の入力がある場合は、輸出貨物であること。
- (L) 申告等種別に積戻し申告または展示等積戻し申告の旨の入力がある場合は、積戻し貨物であること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

AWB番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。

- (A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
(B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。

- (C) 輸出申告等がされていないこと。
- (D) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (E) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
- (F) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
- (G) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
- (H) 貨物手作業移行されていないこと。
- (J) 申告等種別に輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の旨の入力がある場合は、輸出貨物であること。
- (K) 申告等種別に積戻し申告または展示等積戻し申告の旨の入力がある場合は、積戻し貨物であること。

(6) インボイス・パッキングリストDBチェック

電子インボイス受付番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。

- ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸出インボイスであること。
- ③情報呼出識別に「L」を入力した場合は、統合後欄数が9欄以下であること。
- ④情報呼出識別に「S」を入力した場合は、統合後欄数が1欄であること。
- ⑤他の輸出申告等で使用されていないこと。
- ⑥「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務、または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務がされていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 輸出申告等事項登録情報編集出力処理

入力された各種番号に対応するDBより、輸出申告等事項登録情報の編集及び出力を行う。出力項目及び複数のDBより出力する場合の優先順位については「出力項目表」を参照。

(3) 大額・少額切替処理

情報呼出識別に「L」を入力した場合は、登録されている情報のうち、大額申告に利用しうる情報を出力する。

情報呼出識別に「S」を入力した場合は、登録されている情報のうち、少額申告に利用しうる情報を出力する。

(4) 申告等種別切替処理

入力された申告等種別コードにより、登録されている情報のうち、各々の手続きに利用しうる情報を出力する。

(5) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。（輸出管理番号の入力があった場合に限定。ただし、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告は除く。）（海上の

み)

- ①貨物が通関予定蔵置場へ一部未搬入である。
- ②貨物が通關予定蔵置場へ未搬入である。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告事項登録情報 (大額)	※	入力者
輸出申告事項登録情報 (少額)	※	入力者
特定輸出申告事項登録 情報(大額)	※	入力者
特定輸出申告事項登録 情報(少額)	※	入力者
展示等積戻し申告事項 登録情報(大額)	※	入力者
展示等積戻し申告事項 登録情報(少額)	※	入力者

※ 入力申告等種別コードと入力情報呼出識別の組み合わせによって出力情報が決定される。なお、申告等種別コード及び情報呼出識別がスペースの場合、申告等番号で呼び出す場合のみ当該申告情報の申告等種別コード及び大額・少額識別が補完される。

7. 特記事項

(1) 各番号の入力パターン

本業務において入力可能なパターンは以下の通り。

○：入力可能

項目番	申告等番号	輸出管理番号／AWB番号	電子インボイス受付番号
1	○		
2		○	
3			○
4	○	○	
5		○	○